近世諫早での老　ー諫早日記の記録を交えてー

会員　小澤 祐二

一・前書

一九六〇~七〇年代での高度経済成長期から現代の我々の生活環境は、日々変化し続けている。あらゆる工業製品があふれ、新しい工業製品が次々と生まれている。自分が生まれてからこの五〇年だけでも変化が激しく、昨今は特に新しいものに付いて行くのがやっとの感がある。この高度経済成長期には人々の考え方が変わり、核家族化が進んだ。結婚しても両親と同じ家に住み、三世代に渡って同じ家に生活を共にするというのが、ひと昔前の家庭の在り方だった。その形態の中で、親への孝養を尽くすのが当然の事として考えられた時代であった。この考え方は、近世に発達した日本版「儒教・朱子学」からの名残である。

儒教が日本に伝わったのは(明確ではないが)、仏教よりも早い五世紀頃と考えられている。儒教の考え方は皇室に受け入れられ、乙巳(いっし)の変以降、斉明天皇は国家体制の中に進んで取り入れていく。その後、道教や陰陽五行思想、仏教と相まって貴族社会、武家社会に浸透し、儒教は僧侶の嗜みと迄言われるようになっていった。

大きく変化が訪れたのは、近世江戸時代。朱子学が封建体制の思想として幕府に採用される中、仏教と儒教の分離(儒仏分離)も行われ、第五代将軍綱吉により儒教が重要視される。一六九〇年に湯島の聖堂が建てられ、文治政治の体制が整っていく。しかしながら、論理的な考え方に旧来の武士等の反発も多く、佐賀藩で書かれた「葉隠」では、「上方風のつけあがりたる武士道」と批判し、中世の武士道の考え方の「武士道と言うは、死ぬことと見つけたり」という言葉と相反しており、時代が文治政治に浸食されていく過程が見られる。

「儒教」は「思想・信仰体系で、道徳や倫理を重視し、社会の調和を目的とする教え」であり、子孫が親を敬い、親の言葉に従うことを重視する「孝」、長寿者を敬う「悌(てい)」という道徳観が重要になっている。中国では、この「孝」により、親の言う事には絶対服従するという文化が蔓延していた。江戸幕府の基本理念として取り入れられた儒教であったが、「孝養」は特に重要で、「葉隠」でも基本理念4つの内の一つ「親に孝行を仕る可事」として説かれており、古くから(文治政治体制における儒教・朱子学とは別に)「孝養」は当然の事として人々の心の中に浸透していたと考えられる。

この人々の間に浸透していった背景は、徳川幕府が子供や若者達への儒教・朱子学を教育する環境を推進していった事が大きい。寛永七(一六三〇)年に林羅山が上野忍岡に水戸藩から土地を買い取って私塾を始めた。私塾名を「先塾殿」と言い、儒教・朱子学を教えた。元禄三(一六九〇)年に五代将軍綱吉がこの私塾を「大成殿」と変えて湯島の昌平坂へ移転させた。これが、先に述べた湯島の聖堂や昌平坂聖堂と呼ばれた公教の塾である。街中の寺子屋でも儒学・朱子学を教える様になり、近世後期では各藩で藩校が出来、さらに儒教・朱子学が広まっていく。

このような背景の中、現代と異なる考え方の近世に関して、我が佐賀藩諫早領では「孝養」に関する事共が如何なる状況であったか、周囲の藩の状況と諫早日記(諫早図書館所蔵・長崎県指定文化財)の記述を合わせながら、紹介していく。

二・御暇(おいとま)による親の介護

まず、言葉の読みを定義しておきたい。自分は「御暇」を「おいとま」と読んだが、同じ字で「おひま」とも読む。小学館精選版日本国語大辞典Ver1・1・3では、『「いとま」は仕事と仕事の間の何もしない時、有閑期』

とある。一方、『「ひま」は仕事のあいま、手隙の時間、閑暇』と言う意味もあるが、『物と物との間にできた隙間、空き地』というのを第一の意味に挙げている。よって、「何もしない時」ではないが、ここでは第一の意味に挙げている「いとま」と読むこととしたい。

さて、諫早日記には、「御暇」という言葉が多数記載されている。神社への御代参にも「御暇」、佐賀詰(づめ:佐賀駐在)の交代の時も「御暇」、領主が佐賀城下から離れる際も「御暇」、病気があって温泉で湯治する場合も「御暇」、等々淡々と数多書かれている。意味としては、何れも藩主領主の前から一時的に離れる場合に使用されている。「佐賀詰」が佐賀から一時的に離れるという感じである。その中でも、今回のテーマに合致している内容が、宝暦十二(一七六二)年閏四月二三日の条(10400)にある。

今晩清左衛門罷出、浄瑠璃語り申候事。但、清左衛門家内病人有レ之、早々御暇被レ下度旨、内々相願候由、達レ御耳候

清左衛門が公用で浄瑠璃語りをしようとしていた所に、家族が倒れて急病となった為、祝言物を一つ語って急いで帰った。この後段で、「御隠居様に浄瑠璃語りをした」と記載ある為、領主の父親(諫早兵庫)の前での大事な時にでも、親族が病気で緊急の場合には、帰宅が許されているのがわかる。その他、元治元(一八六四)年九月一六日(11022)の条に、

藤山庄左衛門　御次詰　母親大病之次第申来候付、日数十四日之痛病御暇二而、今夜ゟ罷下候事

藤山庄左衛門は領主への取次役という重要な役にも関わらず、母親の大病で一四日の御暇をもらって一時的に諫早に帰っている。この後、この庄左衛門は同年一二月一一日に御取次役を交代して諫早に帰っている為、母親の大病が快方せずに、役を辞して諫早に帰ったのではないかと推察する。この様に佐賀屋敷詰めの平士が役所に申請し、許可を受け、諫早に一時的に帰郷したり、役を辞して帰郷するという流れである。御暇の理由は、子供の事や妻の事、両親の事、その他の問題解決の為の御暇も含まれると考えられるが、それらの原因が、日記に記載されている事例は数少ない。

此の類の「御暇」、他の藩ではどうだろうか。沼津藩の水野重教が記録した日記「水野伊織日記」(一八六二~九二)では、父親の介護について記録している。父親の金沢八郎は中風(ちゅうぶ:脳卒中の後遺症、半身不随等)が再発し、父親の介護のために水野重教は養家から実家に帰っている。父親は後遺症が良くなったり悪くなったりしながら徐々に容体が悪くなっていく。トイレに一人で行けなくなり、ついには自力で寝返りもできなくなる。この中で、兄弟三人(重教他兄二人)と共に父親の介護をしている。大小便の世話、薬を飲ませる、体位を変える等、昼夜交代で寝ずの看病を自分達の用事はさておいて続けた。最終的にこの父親は、長期間の介護の末亡くなるのだが、この重教は藩に「看病引」という「介護休暇」を届け出て許可されている。その他の兄達も同様の様の願いを提出し許可を得て、交代で介護を実施している。ここでは、八郎の嫁の名前は出て来ず、兄嫁は八郎の嫁との関係が悪かった様で、兄嫁も日記に出て来ない。この種の看病介護の為の「休暇願い」は、其外の多くの藩でも制度化されている。この様に当主が親の介護を直接実施した事例や、中には親の介護を実施するのに司令塔として活躍し下男下女等を使って介護をした者もいた。ただ、この場合は常に親の状況を把握し、医者の手配、薬の手配等差配(さはい)をする為にずっと家に引きこもっていた様子が、様々な日記に残っている。また、この頃には、「介抱人」という介護を

専門にした奉公人もおり、現代でいう職業としての介護者もいた様である。「介護、看病」には男女関係なく、実子かどうかも関係なく、親族は誰でも「休暇願い」を出して病人の介護に参加している。また、街の共同体である五人組も介護に参加していた。現代では、一昔前までは一人の女性が両親の介護するのが主流であったが、最近になって漸く専門の介護人等に任せる事が一般的になってきた。このことを考えると、現代とは形が違うが、「介護」という形では、江戸時代の方が男女関係なく一人一人が介護に関わっていて、システムとしては良く回っていたものと考える。これは先に述べた儒教の「孝」と「悌」教育の賜物であっただろう。

様々な古文書類には、年老いた親の徘徊、暴言等も記録されており、今で言う認知症の状態も多数散見されている。現代病に近い病気として、見当識障害(徘徊)、せん妄(不眠幻覚)、中風、痛風(両手両足に激痛)等々が挙げられている。江戸の人たちは、何でもランキングにするのが好きだった様で、大相撲のランクと同じ様に色々な病気ランキングが、発行されている。インターネットで「江戸の病気」等で検索すると解説している工ロもあるので、一見されることをお勧めする。

三、算嘉(さんが)による長寿祝い

「算嘉」とは、一定の年齢毎に長寿を祝うお祝いで、中国から伝わり奈良時代に始まった。四〇歳でお祝いをし、以降一〇年毎にお祝いをするようになった。その後、還暦、白寿、米寿等の祝い事もなされるようになり、また同時に四〇歳、五〇歳のお祝いは無くなり、六〇歳以降でお祝いするようになっていく。これは、寿命が延びていく上で変化していったものと考えられるが、近世では幕府や各藩が六〇歳、七〇歳を高齢者と定義していた事と関係があると思われる。越後国長岡領では近世には周囲から酒肴や詩歌等が贈られ、返礼として家に招いて酒を勧めた記録がある。徹夜での祝宴の後、夜明けに年祝いの当人を先頭にして鎮守の社に全員で参拝し、御神酒を授けられている。この時、詩歌を贈られ、酒で饗すのは古代からの祝宴の形で、古代以来の算嘉の形を踏襲していた。

徳川将軍家では、歴代将軍において四〇嘉から実施している記録が「徳川実紀」に記録されている。徳川吉宗の代までは近親者のみで贈答儀礼を実施しているが、九代将軍家重からは親族以外にも招待客の範囲を広げたため、各大名からも献上品を受け付けている。この様に時代を経る毎に祝賀が盛大になっていき、贈答品も屏風や銀の杖等豪華絢爛になっていく。しかし、決まって詩歌が添えられているのは、古来からの伝統を守っていると言える。もう一つ、伝統的な贈り物は杖。記録上は鳩杖(きゅうじょう)や銀の杖などがあるが、鳩杖は持ち手に鳩の彫り物をする物で、「鳩は飲食時にむせない為、高齢者の健康を祈る」というという意味合いが込められていたり、「中国漢の劉邦の危機を鳩が救ったという故事に因んだ」とも言われている。

九〇歳の祝いである九十嘉は、近世いずれの国でも領主による養老の祝いと合わせて催される地域が多かった様である。諫早でも養老の祝いとして、九〇歳以上の老人に「長寿者」表彰を行なっている。これについては、後の項にて示す。

百嘉の祝いについて、天明六(一七八六)年に仙台藩に居住していた菅江真澄は「はしわかのわか葉」(『菅江真澄全集第一巻』)に、訪れた白山村六日入で行われた時の状況を記録している。百歳の老婆の為の祝いであったが、訪れると孫と思われる五十代の男が正装(袴)をして出迎え、老婆も出迎えて礼をする。そこには酒宴が準備され、老婆には藩主からの褒賞の品が送られ、老婆に酒を勧めてその後全員でその酒を回し飲みをする。回し飲みをなん度も繰り返し、傘を開き扇を持って舞を舞う者もおり、中国での故事に例えて皆楽しむ。真澄は、「百歳(ももとせ)の親

に仕ふる楽しさ人も千歳(ちとせ)の歳をや経ん」とよみ、百歳の親に子として仕える幸せと、さらなる長寿を願う気持ちを日記に残している。

諫早でも、この百嘉の文化は残っていた様である。慶應三(一八六七)年六月一一日の条(11032)にある百嘉の祝いの時の状況を日記から拾ってみる。

於規様御事、百廿日之御百嘉、来ル廿二日御相當二候へども、今十一日被相整候旨、被二仰出一候。依レ之仕組左之通

御廣座御床餝

白木三方敷紙上二熨斗昆布折形包一メ

一 御餅　五拾ツ　瓶子　蝶花形

右同

一 御餅　五拾ツ　瓶子　右同

一 天児御膳

一 御肴一折

一 御樽　三舛入一

右者

檀那様

御上様方

於規様江

右御使者

一 御肴一折

一 御樽　弐舛入一

右者従

澄月院様

於規様江

右御使者

一 上々様御上り物左之通

一 御吸物　飛連

一 御盃

一 御銚子

一 御重

一 御押

御繪　御汁

御皿

御平　御飯

一 御湯

一 右御祝半北謡三番

一 御箸初御膳　木地又者白木三方

御椀一通者鸛亀

松竹之絵一メ

陶器大皿

金頭　御汁　鸛

白鳥間

鯉

右器

生石

土器

梅干　五ツ　御飯　尺長御器

白木三方敷紙

於規様の為の百寿の祝いを実施している。祝いの場には、「熨斗昆布」

「謡」「酒」「吸物(お鰭)」「御重」「鱠(なます)」等々膳には鶴亀の椀等が並ぶ。卓袱料理の「お鰭(おひれ:文中では「飛連」)」が並んでいる事が長崎ならではかと思う。

百寿であるので十年づつ遡って日記を確認したが、九〇嘉や八〇嘉等の記載は無かった。その他のお祝いの場とどの様に違うか等研究するのも面白いかもしれないと、そう思いながら日記を読んでいると、同日権現様の百壽祝いも実施されている様である。こちらは「謡」のみで、簡単な式典であった。

四、養老の祝いによる長寿者表彰

孝行者、篤実者等に関する表彰は第五代将軍徳川綱吉が一六八二年に実施したのを始まりとする。国立国会図書館には「孝義録」として享和元(一八〇一)年刊行の本があり、これは江戸幕府が全国の藩から孝行者、奇特者を提出させた記録である。佐賀藩諫早領の記録も提出されており、第47巻、「肥前」に収録されている。その中には、所属と氏名、年齢、報奨形態が書かれており、佐賀藩、島原、大村、唐津、平戸等肥前全体の孝行者の名前が列挙されている。諫早領の人の記録は十九名列挙されており、「松平肥前守領分家来諫早兵庫給知〇〇村名(〇〇は村の名称)」と記載されている。諫早日記において孝行者と篤実者に関する記載もあるが、現時点では詳細を調査していないので、別の機会にても発表したいと思う。

さて、「長寿者」に関してであるが、近世多久家資料「佐賀藩多久家御定書」に

九拾歳以上長寿之者、毎年正月村気遣(きづかい)とも(共)ゟ(より)相調子(あいしらべ)、筋々相達候上、御養老として左之通相伺、拝領なさられ候事

一 定金子三百疋　馬乗通
一 定金子弐百疋　侍通
一 定銀五両　御歩行、御被官、職人御歩行
一 鳥目壱〆(貫)文　足軽以下

毎年村役人が九〇歳以上の人を調査して長寿者のリストを作成し、上に報告した後決定され、格に応じて渡す褒賞金の金額について書かれている。馬乗通と侍通は武士で金子、御歩行、被官は武士未満だが足軽より格上で銀子、足軽以下の軽輩は銭(銅銭)となっている。この御定書は作成されてから追記等しており、この条目がいつから発行されているのかは不明である。また毎年正月となっていて日付は不明、村気遣共(村役人衆)が調査するとの記載があることから、百姓は足軽以下に含まれているものと考えるが、明確では無い。また、この条目の付紙(つけがみ)に「十二月中代官所ゟ取調子相達候上、翌年正月初相伺・・」とあり、急遽佐賀本藩より通達が十二月にあり、一ヶ月後の正月に褒賞人を決定するよう通達がなされていた様である。

諫早日記には当該御定書の様な文章は見付られなかった為、幕末から遡って全ての日記を拾い読みし、いつからこの長寿者への養老の祝いが始まったのかを調査した。以下、始まりからその経緯をかいつまんで、記載する。ただし、今回の調査は百姓衆に限るものとする。士分に対しては、以前より九〇歳以上の者に対して月日を限定せずに褒賞を贈っており、その褒賞金は大体「金子百疋」となっている。今回、多久の御定書とは比較はできないが、幾つかの記録を見ると、九〇歳以上全ての人が貰えているのではない様である。突然九五歳で貰う人もいれば、九〇歳で貰っている人もいる。また、毎年、数年間貰っている人もいる。その基準も不明確であるが、諫早日記を読み進めると記載されている可能性も否めない。今後調査継続していきたい。

さて、百姓に関してであるが、この百姓の中には足軽以下、士分でない者全員が対象である。歩行(かち)や被官(ひかん)、寺社家の僧侶はこの中に含まれており、この点は多久の御定とは異なっている。まずは、いつから始まったのか。諫早日記(10663)を読むと文化一二年亥一二月晦日条に次の文章が現れる。

年始初伺之儀、向後左之廉々相伺候様、尤長寿孝心者之儀者、向年始二者取調子間合申間敷候得者右二見合仰出、當役方申一越レ之

一　御出陣御仕組

一　孝心者御褒美被仰付扣之事

一　長寿者右同断

つまり、今後年始の領主への初めての決済で次の3点(出陣の体系、孝心者・長寿者への褒美)についてお伺いを立てる。もっとも、長寿者・孝心者の件は来年初には取り調べが間に合わない為に見合わせる、との内容であった。この内容については先の「佐賀藩多久家御定書」に書かれていた「一二月に代官所より取り調べ、正月初に決済を得よ」という通達によるものと同じであろう。ただ、「間に合わない。。。」。明けて文化一三年正月八日の諫早日記(10668)には、

旧臘晦日之日附二而、御側方申来候者、年始初伺之儀己来左二書載之通、被二相定一候条、其計仕候様、被二仰出一候段、掛合来候事

一　御出陣御仕組

一　孝心者御褒美被　仰付様之支

一　長寿之者右同断

右之通、尤年内取調子置、初伺之間二合候様、乍レ然當年始之儀者、日間無レ之二付而者孝心者長寿之者之儀者、取調子行届間敷候得共、何連右二見合候儀相伺候様被　仰出候段申来候。併、前文年明候而致二至来一候二付、當年始之儀者、右之伺方不行届二付其段掛合越候事

昨年の一二月大晦日に御側から来た初伺に関しては、件の3点との連絡が来たが、調査が間に合わないとの内容で、昨年の晦日の日記内容と同じである。毎年、諫早から書類が佐賀御屋敷に届くのが正月二日であるので、実質調査に一二月三一日と一月一日の2日しかない。高木正朗著論文「江戸時代の超高齢者」には、仙台藩で行われた宝暦一二(一七六二)年の調査でも急遽行われたと書かれている。結果が出るのに、ここでは一ヶ月半ほどかかっている。これでも早い方のようで、人別帳や水帳等があった事と宗門人別を調べるのに別組織になっていて、その別組織を使って調査した事で素早く結果が出たのであろうと分析されている。それでも一ヶ月半・・・諫早の2日はあり得ない・・。

諫早では結局、翌年の文化一四(一八一七)年の一月八日から長寿者に関するリストが記載されている。そこから始まって慶應四年(明治元年、一八六八)までの五二年間毎年長寿者の褒賞を行なっている。明確な仕組みについては決まっていなかった様で、運用を重ねる毎に仕組みが次の様に決まっていく。

・日付　一月八日に実施

・会所から村役を呼び出し、村役から褒賞者に通達する事

・褒賞者が母親の場合はその子供へ連絡、其外は本人へ連絡、褒賞者が病気等の場合は親類へ連絡

・褒賞者からの御礼は各筋から実施する事

・褒賞金は、九〇～九五歳までが鳥目五百文、九六～九九歳までが鳥目一貫文、百歳以上が米六斗

※天保一三(一八四二)年からは、九〇～九五歳迄は青銅五十疋、九六～九九歳までは青銅百疋毎年に変更されている。

※近世では誰かから物を頂いた時は必ず返礼をした。領主から知行や加米を頂いた時も返礼をしている。

この百歳以上の米六斗の「米」は、実際は「八木（はちぼく）」と記載されており、米を漢字で書くと八木となる為、お祝い事で使用する際の言葉である。現代でもいう八十八歳の米寿のお祝いと同じである。

元々の長寿の祝いは、近世では全国の国々でも実施されており、「養老の礼」の形をとって運用されている。養老の礼とは、中国歴代の天子は儒教の徳目である「孝道」を庶民へ浸透させる為に老人達を自ら饗応した、と言うものであるらしい。それに倣って多くの藩では、庶民や武士階級を問わず高齢者を呼んで酒食で饗応する催しを伝統としている所もあった。この酒宴に依る饗応が次第に、庶民にはお金（銅銭）の下賜のみになって行ったものと考える。諫早では、結局、「孝道」を庶民に広める為に「長寿者への褒賞」と「百姓お振る舞い」の2つのイベントに固定化された様だ。

さて、この長寿の祝い、諫早日記から人数を数えると、合計で439名の褒賞者となった。この五二年間で最高齢は一〇四歳の喜々津村化屋名在住の百姓伊之助であった。この人は九一～一〇四歳まで合計で一〇回の褒賞が記録されている。しかしながら、九二～九五、九八歳での褒賞記録はない。その他の人も同様に、ある年に突然九七歳で初めて褒賞される者もおり、九〇歳以上全員が毎年褒賞されている訳ではない。この褒賞の仕組みに関して佐賀藩の法令を確認したが、選考プロセス等に付いては何も記載されていない為、不明であった。

五、結言

近世では、以前講演した「牢人・浪人」の話でもあったように、親戚知人等がいれば牢人になっても困る事は無かった。親兄弟親戚等親族が困窮者を支援する輪が存在していた。また五人組等も整備されており、相互扶助する、しなければお互いに生き残れない世界が広がっていた。年貢が納められなければ五人組から補完すること、誰かが欠落（かけおち）した場合は親類縁者同様、五人組から欠落者を探しに行かねばならない。見つからなければ親類縁者や五人組が牢屋に入る事とある。各藩の犯科帳等でも記載があるが、村のルールを守らない、暴れん坊である事を理由に、地域からの追放を願い出るケースもあり、そのような状況になると周囲からの援助が受けられずに困窮する事になったのは全国共通の様である。困窮すると、手に職がない武士や各身分の人々は、徘徊、窃盗やスリなどの犯罪に加担するしかなく、益々、帳外の人となるのである。

孝行者の記録は、具体的な状況を記録している事象も多々ある。諫早日記にも孝行者の記録があり、具体的な内容も記録されていて、本人たちの気持ちを殺して世話をする子供たちの様子が描かれている。どんなに高齢の親から罵られたり、打擲されようとも、常に高齢の親の側にいて介護する姿が描かれている。先に紹介した「江戸時代の超高齢者」には、興味深い内容で締めくくられていて、その論文の中では次の様に解説されている。このような「孝行者」の推薦は役人からの推薦であり、褒章を受ける為の「孝行」を強調している。その褒章は受ける本人への「褒美」と推薦する村の「イメージ良化：所謂世間に対する聞こえが良い」状態を作り出す事であり、win-win の関係であるのではないかというのである。又後段では、犯科帳の記録も分析してあり、親に対して孝養を尽くした結果、親からは酷い扱いを受け結果的に親を殺してしまった等と言った、悲惨な結果となった事件も記載されている。

最後に貝原益軒の「養生訓」（益軒八三歳で著した実体験に基づいた長寿の為の指南書）から、

「上寿（じょうじゅ）は百歳、中寿は八十歳、下寿（かじゅ）は六十歳なり、六十以上は長生なり」

死亡率の高い幼少期を生き延びたら長生きできる可能性があり、六

〇歳以上まで生きよう、八〇歳以上は努力して生きようと描かれており、百歳まで生きるために努力する項目を細々(こまごま)と描かれている。先に述べた高木正朗著論文「江戸時代の超高齢者」では人口比率の推定も行われていて、八〇歳以上は人口比 0.5 ～ 0.6 %、九〇歳以上は 0.03 ～ 0.05 %と見積もられている。これからしても高齢者はかなり稀な存在であったことは窺える。

「およそ人の楽しむべき事三あり。一には、身に道を行ひ、ひが事(間違った事)無くして善を楽しむにあり。二には身に病無くして快く楽しむにあり。三には命長くして久しく楽しむにあり。富貴にしてもこの三の楽なければ、真の楽なし。故に富貴はこの三楽の内にあらず。もし心に善を楽しまず、また養生の道を知らずして、身に病多く、その果ては短命なる人は、この三楽を得ず。人となりてこの三楽を得る計り(はかり)事無くんばあるべからず。この三楽無くんば、如何なる大富貴を究む(きわむ)とも、益なかるべし。」

【参考文献】

1. 崎井将之著『武士の介護休暇』河出新書　2024年
2. 貝原益軒／伊藤友信訳『養生訓』1989年10版講談社学術文庫
3. 柳谷慶子著『江戸時代の老いと看取り』2016年1版3刷　山川出版社
4. 高木正朗著『立命館産業社会論集第49巻第3号』「江戸時代の超高齢者 仙台藩 1737-1866 史料に見る(上)(下)」 2013年
5. 高木正朗著『立命館産業社会論集第51巻第3号』「江戸時代の超高齢者(2) 幕府領直島・宇和島藩・仙台藩1720-1872 史料に見る(上)(中)(下)」 2015年
6. 秀村選三編『九州史料落穂集』第六冊「佐賀藩多久家御定書」文献出版 昭和63年
・享和元年(一八〇一)刊行 『孝義録』一巻、四七巻
孝義録一巻には前書きとして、以下の幕府の方針と凡例が書かれている。
方針に係る部分のみ翻刻する。一部意味がわからない部分もあるが、もしご指摘があれば頂けると幸いです。
一此書は寛政元年に命ぜられて、御料私領の善行ある者を書上しめ、国郡姓名褒美の年月を書つらね、褒美なきも国郡姓名を記して世に伝う。見る人興起するの心あらば、風化の一助ともなりなんとて、その中に殊に勝れたる者は、これが伝をたて書つらねたる姓名の上に圏を加ふ。その品目は、孝行者、忠義者、忠孝者、貞節者、兄弟睦者(むつまじきもの)、家内睦者、一族睦者、風俗宜者(よろしきもの)、潔白者、奇特者、農業出精の類ひなり。
一孝は人の重しとする所なれば、他の善行多しと雖も、孝行をもて題す。婦は孝と貞と軽重なし故に、その行いの至れるが方にて名つく孝子の忠を兼たるも、又これに同じ。
一国々の人、その郷里の善行ある者を認めん事のたやすからんが為に、御料私領の地の雑(まじ)りたるに拘らず、国をもてこれをわかつ城下の分は、某の城下と記して郡名を除き城下に非るは、郡名を記せり。城下郡中共に各住所の地名を記し、一家は元より一村一町と雖も、一事に書かれるは初一人に地名を記し、次は同所と記す。同時に褒美ありしも、その行状ことなる者は、人毎に地名年号を記せり。
・・・以下省略・・・